

議第 8 4 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 高山市公文書館  |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市神明町 4 丁目 1 5 番地<br>一般財団法人高山市施設振興公社<br>理事長 西倉 良介 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで             |

議第 8 5 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 高山市総合福祉センター<br>高山市立あゆみ学園                             |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市昭和町 2 丁目 6 8 番地 1<br>社会福祉法人高山市社会福祉協議会<br>会長 西永 由典 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで               |

議第 86 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 25 年 12 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | 高山市きりう福祉センター<br>高山市きりう児童遊園<br>高山市きりう認知症高齢者グループホーム    |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市森下町 1 丁目 208 番地<br>一般財団法人高山市福祉サービス公社<br>理事長 西倉 良介 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで                  |

議第 87 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 25 年 12 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | 高山市荘川福祉センター   |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市昭和町 2 丁目 68 番地 1<br>社会福祉法人高山市社会福祉協議会<br>会長 西永 由典 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで                 |

議第 88 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 25 年 12 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | 高山市城山児童センター<br>高山市山王児童センター                          |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市昭和町 2 丁目 68 番地 1<br>社会福祉法人高山市社会福祉協議会<br>会長 西永 由典 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで                 |

議第 89 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 25 年 12 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | 高山市ふれあい会館   |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市昭和町 2 丁目 68 番地 1<br>社会福祉法人高山市社会福祉協議会<br>会長 西永 由典 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで                 |

議第90号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設の名 称    | 高山市山王老人デイサービスセンター<br>高山市山王福祉センター<br>高山市ふれあい老人デイサービスセンター<br>高山市丹生川老人デイサービスセンター<br>高山市丹生川福祉センター<br>高山市清見老人デイサービスセンター<br>高山市清見福祉センター<br>高山市荘川老人デイサービスセンター<br>高山市一之宮老人デイサービスセンター<br>高山市一之宮福祉センター<br>高山市久々野老人デイサービスセンター<br>高山市久々野福祉センター<br>高山市朝日老人デイサービスセンター<br>高山市朝日福祉センター<br>高山市高根老人デイサービスセンター<br>高山市高根福祉センター<br>高山市国府老人デイサービスセンター<br>高山市上宝老人デイサービスセンター |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市森下町1丁目208番地<br>一般財団法人高山市福祉サービス公社<br>理事長 西倉 良介   |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで  |

議第91号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | 高山市国府福祉センター                                    |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市昭和町2丁目68番地1<br>社会福祉法人高山市社会福祉協議会<br>会長 西永 由典 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                        |

議第 9 2 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 高山市丹生川老人いこいの家<br>高山市久々野老人いこいの家<br>高山市国府老人いこいの家           |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市森下町 1 丁目 2 0 8 番地<br>公益社団法人高山市シルバー人材センター<br>理事長 梶井 正美 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで                   |

議第93号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 施設 の 名 称  | 高山市営火葬場<br>高山市営莊川火葬場<br>高山市営久々野火葬場   |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市冬頭町255番地1<br>株式会社一善<br>代表取締役 中島 太 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで              |

議第94号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | 高山市民文化会館<br>高山市公民館<br>高山市文化伝承館              |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市昭和町1丁目188番地1<br>一般社団法人高山市文化協会<br>会長 小林 浩 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                     |

議第95号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | 高山市女性青少年会館<br>高山市勤労青少年ホーム                          |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市下岡本町2912番地11<br>特定非営利活動法人まほろば高山事業団<br>理事長 馬淵 雅宣 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                            |

議第96号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | 飛驒プラネタリウム<br>小鳥体育館<br>小鳥グラウンド<br>清見里人学校 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市清見町夏厩926番地1<br>小鳥振興協会<br>会長 隣垣 政道    |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                 |

議第 9 7 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 飛驒高山ビッグアリーナ<br>高山市屋内軽スポーツ場<br>八幡屋内ゲートボール場<br>松倉屋内ゲートボール場<br>高山西スポーツ・地域交流会館<br>中山公園野球場<br>中山公園陸上競技場<br>中山公園管理事務所<br>大八グラウンド<br>南部グラウンド<br>岡本テニスコート<br>中山テニスコート<br>高山市相撲場<br>一之宮テニスコート<br>中山公園 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市中山町 6 0 0 番地<br>一般財団法人高山市体育協会<br>会長 加藤 明彦   |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで   |

議第98号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | 高山市民プール<br>清見B&G海洋センター体育館<br>清見グラウンド<br>清見高齢者運動広場<br>清見テニスコート<br>清見B&G海洋センタープール<br>国府B&G海洋センター体育館<br>国府グラウンド<br>国府スポーツ公園<br>国府B&G海洋センタープール |
| 2 指定管理者の名称等 | 名古屋市名東区大針3丁目334番地<br>ハマダスポーツ企画株式会社<br>代表取締役 濱田 英之  |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで  |

議第 99 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 25 年 12 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | 飛驒日和田体育館<br>日和田ハイランド陸上競技場<br>高根総合グラウンド              |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市昭和町 1 丁目 165 番地 1<br>奥飛観光開発株式会社<br>代表取締役社長 佐々 嘉則 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで                 |

議第100号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | 国府屋内運動場<br>国府屋外ゲートボール場<br>国府芝生広場                   |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市森下町1丁目208番地<br>公益社団法人高山市シルバー人材センター<br>理事長 梶井 正美 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                            |

議第101号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | すのまたふるさと学校体験学習施設<br>巢野俣野外研修施設                |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市清見町巢野俣750番地1<br>巢野俣活性化事業共立組合<br>組合長 廣田 令麿 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                      |

議第102号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | 高山市彦谷の里滞在型農園施設                          |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市清見町二本木996番地<br>彦谷の里管理組合<br>組合長 大矢 謙二 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                 |

議第103号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | 高山市公設地方卸売市場                                   |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市神明町4丁目15番地<br>一般財団法人高山市施設振興公社<br>理事長 西倉 良介 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                       |

議第104号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | ななもり清見  |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市清見町牧ヶ洞2145番地<br>牧ヶ洞総合交流施設運営協議会<br>会長 木下 幸則 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                       |

議第105号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | ウッド・フォーラム飛騨<br>ひだ清見ラベンダー公園                   |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市清見町三日町165番地<br>一般社団法人ひだ清見観光協会<br>会長 中谷 省悟 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                      |

議第106号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設の名 称    | 桜の郷荘川                                   |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市荘川町猿丸88番地1<br>桜の郷猿丸管理組合<br>組合長 山越 信幸 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                 |

議第107号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | モンデウス飛騨位山<br>モンデウス飛騨位山スノーパーク                  |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市一之宮町7846番地1<br>一般財団法人位山ふれあいの里<br>理事長 西倉 良介 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで                       |

議第108号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | 飛驒街道なぎさ                                    |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市久々野町渚2685番地<br>有限会社ひだ桃源郷<br>代表取締役 中谷 順一 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                    |

議第109号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | 飛驒たかね工房<br>塩沢温泉七峰館<br>野麦峠の館<br>野麦峠お助け小屋        |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市高根町上ヶ洞290番地<br>一般財団法人高根村観光開発公社<br>理事長 西倉 良介 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                        |

議第 1 1 0 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 飛驒高山観光案内所  |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市初田町 1 丁目 5 8 番地 1 5<br>飛驒高山旅館ホテル協同組合<br>理事長 村井 繁喜 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで               |

議第 1 1 1 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施 設 の 名 称 | 岩舟河川公園  |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市丹生川町柏原 3 5 9 番地 1<br>岩舟公園管理組合<br>組合長 谷口 重三 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで        |

議第 1 1 2 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 桜香の湯<br>そばの里荘川<br>荘川の里                           |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市荘川町猿丸 8 2 番地 1<br>一般財団法人荘川観光振興公社<br>理事長 西倉 良介 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで           |

議第 1 1 3 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施 設 の 名 称 | みぼろ湖オートキャンプサイト  |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市荘川町中野 2 6 2 番地 1<br>みぼろ湖オートキャンプサイト施設管理組合<br>組合長 渡邊 登 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで                  |

議第 1 1 4 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施 設 の 名 称 | 飛驒舟山スノーリゾートアルコピア                                |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市久々野町渚 2 6 8 5 番地<br>有限会社ひだ桃源郷<br>代表取締役 中谷 順一 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで          |

議第 1 1 5 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 高山市政記念館  |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市神明町 4 丁目 1 5 番地<br>一般財団法人高山市施設振興公社<br>理事長 西倉 良介 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで             |

議第 1 1 6 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 高山市松本家住宅<br>高山市宮地家住宅                               |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市昭和町 1 丁目 1 8 8 番地 1<br>一般社団法人高山市文化協会<br>会長 小林 浩 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで             |

議第 1 1 7 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 荒川家住宅  |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市神明町 4 丁目 1 5 番地<br>一般財団法人高山市施設振興公社<br>理事長 西倉 良介 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで             |

議第 1 1 8 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 広小路駐車場   |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市天満町 5 丁目 1 番地 2 5<br>一般財団法人飛驒地域地場産業振興センター<br>理事長 蓑谷 穆 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで                   |

議第 1 1 9 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | 神明駐車場<br>えび坂駐車場<br>花岡駐車場<br>空町駐車場<br>天満駐車場         |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市神明町 4 丁目 1 5 番地<br>一般財団法人高山市施設振興公社<br>理事長 西倉 良介 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで             |

議第120号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | 弥生橋駐車場<br>かじ橋駐車場<br>不動橋駐車場                 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市天満町5丁目1番地<br>高山市商店街振興組合連合会<br>代表理事 長瀬 哲 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                    |

議第 1 2 1 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 城山公園<br>北山公園<br>赤保木公園<br>宮川緑地公園<br>市制 5 0 周年記念公園中橋公園<br>松倉シンボル広場<br>車田史跡公園<br>市民広場<br>原山市民公園<br>宮川水辺ふれあい公園<br>川上別邸史跡公園 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市神明町 4 丁目 1 5 番地<br>一般財団法人高山市施設振興公社<br>理事長 西倉 良介   |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで   |

議第 1 2 2 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 昭和児童公園   |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市昭和町 2 丁目 6 8 番地 1<br>社会福祉法人高山市社会福祉協議会<br>会長 西永 由典 |
| 3 指 定 期 間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで               |

議第123号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設の名 称    | 尾崎城公園  |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市丹生川町町方1番地<br>高山市丹生川地区社会教育運営委員会<br>運営委員長 大平 忠志 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                          |

議第124号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | 分水嶺公園<br>位山遊びの散歩道<br>位山スポーツ広場                 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市一之宮町7846番地1<br>一般財団法人位山ふれあいの里<br>理事長 西倉 良介 |
| 3 指 定 期 間   | 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで                       |

議第 1 2 5 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 高山市水道事業施設<br>荒城簡易水道事業施設<br>川上簡易水道事業施設<br>坂下簡易水道事業施設<br>上小鳥簡易水道事業施設<br>彦谷簡易水道事業施設<br>荘川簡易水道事業施設<br>野々俣簡易水道事業施設<br>宮簡易水道事業施設<br>久々野簡易水道事業施設<br>中組簡易水道事業施設<br>小坊簡易水道事業施設<br>大西簡易水道事業施設<br>渚簡易水道事業施設<br>甲、小谷簡易水道事業施設<br>大廣簡易水道事業施設<br>黒川簡易水道事業施設<br>秋神簡易水道事業施設<br>日面簡易水道事業施設<br>朝日簡易水道事業施設 |
|-------------|--|

上ヶ洞簡易水道事業施設

日和田簡易水道事業施設

本郷簡易水道事業施設

蔵柱簡易水道事業施設

奥飛騨温泉郷簡易水道事業施設

(上記の水道事業施設のうち取水口から配水池までの施設に限る。)

2 指定管理者の名称等

高山市冬頭町107番地1

株式会社高山管設備グループ

代表取締役 倉林 雅人

3 指 定 期 間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで